

令和6年度貝毒検査結果

結果判明日	採取日	種類	地区	麻痺性貝毒	下痢性貝毒
3月21日	3月12日	マガキ	木更津北部	不検出	不検出
3月13日	3月4日	アサリ	木更津北部	不検出	不検出
3月13日	3月5日	アサリ	木更津南部	不検出	不検出
3月12日	3月4日	マガキ	富津	不検出	不検出
2月26日	2月17日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
2月20日	2月12日	マガキ	富津	不検出	不検出
2月19日	2月10日	マガキ	木更津北部	不検出	不検出
1月27日	1月17日	マガキ	木更津北部	不検出	不検出
令和7年1月22日	1月14日	マガキ	富津	不検出	不検出
12月24日	12月16日	マガキ	木更津北部	不検出	0.011mgOA当量/kg
12月17日	12月9日	マガキ	富津	不検出	不検出
11月22日	11月14日	マガキ	木更津北部	不検出	不検出
11月19日	11月11日	マガキ	富津	不検出	不検出
11月11日	10月31日	ホンビノスガイ	千葉北部	不検出	不検出
10月17日	10月8日	マガキ	木更津北部	不検出	不検出
10月16日	10月7日	マガキ	富津	不検出	不検出
9月26日	9月17日	マガキ	富津	不検出	不検出
9月19日	9月10日	マガキ	木更津北部	不検出	0.023mgOA当量/kg
7月22日	7月11日	アサリ	木更津北部	—	不検出
7月17日	7月8日	ホンビノスガイ	千葉北部	—	不検出
7月17日	7月8日	アサリ	木更津南部	—	不検出
7月17日	7月8日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
7月11日	7月3日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	—
7月3日	6月25日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
6月26日	6月18日	アサリ	木更津北部	—	不検出
6月25日	6月17日	ホンビノスガイ	千葉北部	—	0.014mgOA当量/kg
6月25日	6月17日	アサリ	木更津南部	—	不検出
6月20日	6月12日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
6月14日	6月6日	アサリ	木更津北部	不検出	不検出
6月12日	6月4日	アサリ	木更津南部	不検出	不検出
6月11日	6月3日	ホンビノスガイ	千葉北部	不検出	不検出
6月11日	6月3日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出
6月4日	5月27日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
5月31日	5月23日	アサリ	木更津北部	—	不検出
5月31日	5月23日	アサリ	富津	—	不検出
5月29日	5月21日	マガキ	木更津北部	不検出	不検出
5月28日	5月20日	ホンビノスガイ	千葉北部	—	不検出

5月28日	5月20日	アサリ	木更津南部	—	不検出
5月24日	5月16日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
5月22日	5月14日	マガキ	富津	不検出	不検出
5月21日	5月13日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出
5月17日	5月9日	アサリ	木更津北部	不検出	不検出
5月16日	5月8日	ホンビノスガイ	千葉北部	不検出	不検出
5月16日	5月8日	アサリ	富津	不検出	不検出
5月15日	5月7日	アサリ	木更津南部	不検出	不検出
5月8日	4月24日	アサリ	木更津北部	—	不検出
5月2日	4月23日	アサリ	富津	—	不検出
5月1日	4月22日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
5月1日	4月22日	ホンビノスガイ	千葉北部	—	不検出
5月1日	4月22日	アサリ	木更津南部	—	不検出
4月26日	4月18日	イワガキ	九十九里	不検出	不検出
4月26日	4月18日	マガキ	木更津北部	不検出	不検出
4月23日	4月15日	マガキ	富津	不検出	不検出
4月19日	4月11日	チョウセンハマグリ	九十九里	不検出	不検出
4月19日	4月10日	アサリ	木更津北部	不検出	不検出
4月18日	4月10日	ホンビノスガイ	千葉北部	不検出	不検出
4月18日	4月10日	アサリ	富津	不検出	不検出
令和6年4月17日	4月9日	アサリ	木更津南部	不検出	不検出

注1) 不検出とは、試験方法で正確に定量できる最低濃度未満のことをいい、麻痺性貝毒の検出限界は2.0MU/gである。

注2) 麻痺性貝毒の検査は「貝毒の検査法等について」(昭和55年7月1日付け環乳第30号厚生省環境衛生局
乳肉衛生課長通知)に定める方法による。

注3) 下痢性貝毒の検査は「下痢性貝毒(オカダ酸群)の検査について」(平成27年3月6日付け食安基発0306
第5号、食安監発0306第3号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長、厚生労働省医薬食品局食品
安全部監視安全課長連盟通知)に定める方法による。

注4) 可食部について検査を実施した。

注5) 検査実施機関: 一般財団法人 東京顕微鏡院